

令和4年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和4年6月28日（火）午後1時30分から午後2時5分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 裏面のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 稚うなぎ漁業の許可等に関する取扱方針について（協議）

⇒ 取扱方針の制定に向けて事前協議を行った。

現行の特別採捕許可では県内で独自に採捕量の上限を設定している。漁業許可では国の池入れ量が上限となり、県内の上限を設定することがなじまないのは理解できるが、資源減少につながらないか懸念されるとの意見があった。

令和4年度第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和4年6月28日(火)午後1時30分～

| 区 分 | 氏 名 | 出 欠 |
|--------------------|--------------|-----|
| | (会長) | |
| 学識経験者 | 福留 己樹夫 | ○ |
| | (会長職務代理者第1位) | |
| 漁業者代表 | 出水 昭彦 | ○ |
| 漁業者代表 | 中村 博文 | ○ |
| 漁業者代表 | 山田 満 | ○ |
| 漁業者代表 | 下川 智美 | ○ |
| 採捕者等代表 | 斉藤 千昭 | ○ |
| 採捕者等代表 | 別府 宏一 | × |
| | (会長職務代理者第2位) | |
| 学識経験者 | 折田 和三 | ○ |
| 学識経験者 | 吉田 明彦 | ○ |
| 学識経験者 | 國師 恵美子 | ○ |
| 出席 | | 9 |
| 欠席 | | 1 |
| <事務局等> | | |
| 職名 | 氏名 | |
| 事務局長（水産振興課資源管理監） | 脇田 敏夫 | |
| 事務局次長（水産振興課漁業調整係長） | 板坂 信明 | |
| 書記（水産振興課漁業調整係 主査） | 上今 達矢 | |
| 水産振興課漁業調整係 水産技師 | 福元 亨介 | |
| 水産振興課漁業調整係 技術専門員 | 村田 圭助 | |

－令和4年6月28日（火）午後1時30分開始－

【開会】

○脇田事務局長

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回鹿児島県内水面漁業管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中9名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立してございます。

議事に入りますが、発言は、挙手の上、議長の了承を得て、マイクがお手元に参りましたら行うようお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と進行をお願いいたします。

○福留議長

皆さん、こんにちは。梅雨も明けまして、急に暑くなりましたけども、皆さん体調崩さずに、この夏を皆さんと乗りきりたいと思います。

本日の議題は1つなんですけれども、中身をちゃんと説明してもらわないとわからない部分がある、結構私なんかも正直言ってありますので、挨拶は簡単に終わりにして事務局の説明を待ちたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○福留議長

それでは、議事に入ります前に、議事録署名者について、私から指名することよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

それでは、今回は下川委員と國師委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○福留議長

よろしく申し上げます。

【議題1】

○福留議長

引き続き、議事に入ります。

議題1は、稚うなぎ漁協の許可等に関する取扱方針についてです。これは協議事項です。県執行部から説明をお願いします。

○水産振興課（福元水産技師）

はい。水産振興課漁業調整係の福元です。私の方から稚うなぎ漁業の許可に関する取

扱方針について、協議させていただきたいと思います。

資料は、右肩に資料1と書いてあるものでございます。

今回の協議事項は、新たに取扱方針を制定するにあたり、最終決定の前に案をお示しし、広くご意見を賜りたいので協議させていただくものです。

今回いただいたご意見で、検討が必要な場合は、委員会終了後検討し、次回委員会で再度協議させていただいた上で、決定とさせていただきたいと考えております。

説明に入ります前に、資料のご説明をいたします。

表紙をおめくりいただき、1ページに取扱方針を制定する経緯と方針、2ページに現行との比較、3ページと4ページに今回制定しようとする取扱方針の案、5ページ以降は参考で、関係法令の抜粋、6ページから8ページに漁業許可に移行するにあたっての水産庁からの指導通知、最後に現行の特別採捕許可に関する取扱方針を掲載しております。

それでは、1ページからご説明いたします。

まず、稚うなぎに関する経緯等についてご説明します。

現在、うなぎ養殖用の種苗として、26都府県で特別採捕許可によりシラスウナギを採捕しております。令和2年12月に施行された改正漁業法によって、なまこ、あわび、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎ）が特定水産動植物に指定され、うなぎの稚魚は令和5年12月から適用されることとなりました。

特定水産動植物は、漁業権に基づく採捕、漁業許可に基づく採捕、試験研究など資源等への影響が軽微な場合等を除いて、いかなる場合も採捕してはならないと規定されております。

このことから、採捕の実態があるすべての都府県において、令和5年12月までに現行の特別採捕許可から漁業許可へ移行するか、漁業権に基づく採捕に移行する必要があります。

本県においては、今年12月から始まる令和4年漁期から漁業許可へ移行することとしております。

次にこの特別採捕許可から漁業許可へ移行する際の方針についてです。現行の特別採捕許可における体制は、これまでの調整により採捕現場に根付いているものであり、漁業許可への移行に伴うハレーションを最小限に抑える必要があることから、原則として現行の体制を維持することを基本とします。

その上で、令和7年12月に予定されているうなぎ稚魚への水産流通適正化法の適用を見据え、適切な流通に資することや法令に則していること、水産庁からの指導内容等を考慮して、漁業許可へ移行することとしております。

2ページをご覧ください。現行の特別採捕許可との比較についてご説明いたします。

1番左の欄が各項目、真ん中が現行の特別採捕許可の運用、右の欄が漁業許可に移行後の運用になります。

まず、許可の対象ですが、これまでの種苗採捕組合に所属している者ということは変更ございませんが、各採捕組合は、稚うなぎの出荷先と集出荷契約を結んでいただきます。

出荷先とは、稚うなぎ取扱業者、いわゆる問屋と呼ばれる方々、養鰻業者、そして養

鰻業者で組織する養鰻団体と定義しまして、契約を締結した相手方へ出荷しますということを取り決めてもらいます。

許可化にあたって採捕組合の役割を残したのは、相互監視による密漁の防止等、現場秩序の維持に大きな役割を担っているためです。

続いて、適格性の基準についてです。これは、許可しようとする者が、その適格性を有しているかを判断する基準で、暴力団等の反社会勢力ではないか、直近3年以内に、法令違反を犯していないかをその基準とするものです。

漁具漁法については、これまでと同様に、たも網を用いた手すくいとふくろ網に限りません。

許可数は、これまでの特別採捕許可は、前年の許可数を上回らない範囲としておりましたが、漁業許可に移行する年の前年、つまり、令和3年度漁期の許可数を上限とし、先ほどご説明した漁法ごとに定めます。

操業区域は、これまでと同様、河川及び海面とし、漁業権が設定されている場合は漁業権者の同意が必要です。

許可期間及び漁業時期も同様で、12月1日から翌年3月31日までの間の120日間のうち90日間とする現在の資源管理措置を継続します。

夜間標識についても同様に、帽子、腕章等の識別可能なものの装着を義務付けます。

続いて、許可に際しての遵守する事項を記載した「条件」です。

川底の泥などに潜った稚うなぎを足等で掻き出すなどして採捕する踏み出しや、日の出から日没までの操業は、これまでと同様に禁止です。

許可の停止要件につきましては、特別採捕許可においては、県内の養殖用種苗の確保という目的から、県内の養鰻業者の池入量が上限に達した場合、採捕を停止するというものでしたが、これからの稚うなぎ漁業は、日本全体のうなぎ養殖用種苗の確保が目的であるという水産庁からの指導があり、停止要件を我が国全体の養鰻業者の池入量上限としております。

最後の稚うなぎの出荷については、これまでは集荷人を許可上で指定し、その指定集荷人以外の者への出荷を禁止しておりました。

今後は、出荷先の制限はせず、採捕した稚うなぎの検量場所を指定し、そこで検量を受けなければならないと規定しております。

これは、令和7年12月から適用される水産流通適正化法を見据え、採捕されてから流通に乗るまでの間のチェックポイントを設け、適切な流通につなげる必要があることから、このように規定しております。

3ページ及び4ページの取扱方針の案は、ただいまご説明した内容を盛り込んだものになります。

5ページ以降は、関係法令等の参考資料ですので、お目通しをお願いいたします。

今後の流れとしましては、許可申請を受け付ける前に、操業区域や許可予定者数を事前にホームページで公表する必要があることから、8月の委員会において、そのことについて諮問し、その後、許可申請を受け付けるという流れになります。

また、今回ご説明した漁業許可化にあたっての変更点や、申請の方法などについては、順次、採捕組合に対してご説明を行っていく予定です。私の方から説明は以上です。

ご協議のほどよろしく申し上げます。

○福留議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。

折田委員、お願いします。

○折田委員

2点ほどお伺いしたんですが、まず1つは許可の停止要件のところですが。こちらは今回、全国全体の池入れ量の上限ということなんですが、これはいわゆるその都道府県TACみたいなのがなくなって、オリンピック方式で上限まで採っていいよというような認識で、都道府県単位への割り当てというのは特になのかということ。

もう1つは、その下の検量場所っていうのは、具体的にどこにあるのかということをお伺いしたい。

○福元水産技師

はい。ありがとうございます。

まず、1つ目のご質問で、許可の停止要件のところ、各県の割り当てがなくなるのかというご質問でしたけれども、これまでも各県ごとに割り当てをされていたものではなくて、各県の中で、それぞれ自主的に上限を定めている状況です。

今までは特別採捕許可というものに基づいて採捕していたので、その特別採捕許可っていうのは、その養殖用種苗の確保のために、シラスウナギを何グラム採りますというところを規定することができたんですけれども、今後はその漁業を営むという営業許可に移行しますので、そこについての制限はできなくなります。

各県ごとの割り当てというのも、今、TACのお話がありましたけれども、そういったものについて資源評価をした上で、全体の資源量が把握できたものについては、TACという形で割り当てが可能ですが、シラスウナギの場合は、そこまでの資源評価を行えるだけのデータもまだそろっておりませんので、県ごとの割り当てというのはできないということになります。

2点目のこの出荷先というのは、想定としては、これまで各採捕組合の方で、今までは指定集荷人を指定していたので、その指定集荷人が集める場所というのがあると思いますので、それを指定検量場所ということで、許可証で指定するという想定です。

○福留議長

折田委員、よろしいですか。

○折田委員

はい、わかりました。ただ、その許可の停止要件のところは、各河川の資源状況というかそこら辺がわからない中で、このように特に縛りも採ってもいいというのは、ちょっと何か許容量を超えるような感じになると、自然に生息するうなぎの資源量が著しく減ってしまう恐れがあるのかなあとちょっと不安になるところがあります。

○福元水産技師

はい、ありがとうございます。その点につきましては、本県でも漁業許可に移行しないといけないですという話があったときに、本県を含めてほとんどすべての都道府県で、そういった懸念があって、各県で定めようと水産庁とやりとりをする中で、水産庁へ確

認したところ、これまでの各県で定めていた上限っていうのは、漁業許可の観点からは適切ではないという回答がありまして、このような状況となっております。

水産庁としては、養鰻業のウナギ養殖業、これは農林水産大臣の許可を受けて営むことになっていきますので、その池入れ量、全国で21.7トンまでシラスウナギを池入れしていいですよということになっております。

この21.7トンでシラスウナギの資源については管理しますということなので、各県で上限を定めるのは適切ではないというところから、このような停止要件になっているところですよ。

○福留議長

折田委員。

○折田委員

ちょっと不安はありますが、そういう方針っていうところですからね。そういう意見があったということは残しておいてください。

○福元水産技師

はい、ありがとうございます。

○福留議長

他にご意見ご質問お願いします。出水委員。

○出水委員

ただ今の池入れ量のお話ですが、この内水面漁場管理委員会は、水産資源の保護を基本的に考えるものと思いますので、ご説明など苦しい部分があっても、ちょっと胸にすつと落ちるところまではいかない気がするんですけども、現状といたしまして、この養殖業者の池入れ量の設定上限の数に及んでいない。実態的にそういう形ですので、数量の上限は養殖業者の池入れ量を上限とする考え方しかないのかなと思います。

それと、許可の数です。採捕者の数の制限ですが、手すくいが1,242人、ふくろ網が13人となりまして、2ページでは前年度の令和3年度漁期の許可数を上限という形になりますので、この文面でいきますと、今後、新規の方はずっとだめよというスタンスになるのか。そこはちょっとお伺いしたい。

例えば、1,242人のところ何人か離脱されて、そこの余りには新規でも許可できる可能性の数が増えるから、そこには新規が入る余地があると考えていいのか。

○福元水産技師

はい、ありがとうございます。今、出水委員からご質問ありました、資料4ページの上の方に、それぞれ漁法ごとの許可の上限が書いてあります。

手すくいが1,242、ふくろ網が13で、これにつきましては、毎年の許可者の上限とするもので、例えば、前年はやったけども、今年はやらないということで、いわゆる廃業される方がいれば、その分については、新規の方も操業できるということになります。

○福留議長

出水委員、よろしいでしょうか。他にご意見ご質問があればお願いいたします。

私の方からちょっとよろしいでしょうか。

3ページに書いてあるんですけど、その出荷先の中で、2の定義の4の中で、一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会というのがあります。

これは2018年ぐらいに設立された組織だと思うんですけど、どういう協議会なのか教えてください。

○福元水産技師

はい、ありがとうございます。これについて、説明が不足しておりました。

今回定義をする中で、出荷先の定義として、稚うなぎ取扱業者で、一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会に所属しているものに限るということで規定しております。

この取扱者協議会は、議長おっしゃったように、2018年ぐらいに作られた全国的な組織でございます。不透明な部分が多いと言われていたシラスウナギを、今後の流通適正化法とか、諸外国からの指摘等々ですね、クリーンなものというか、流通をしっかりとしていきたいと思いますということで、全国的にシラスウナギを取り扱う業者、いわゆる問屋と呼ばれる方達が集まってできた協議会になります。現状、養鰻業者が池入れをする場合、一般社団法人日本シラスウナギ取扱者協議会から出荷証明が発効されているようで、適正な流通を証明する役割を担っているところです。

この協議会に属する者に限るということは、怪しい自称問屋ですと名乗る方が簡単に入ってこれないことを想定しております。

○福留議長

鹿児島県の稚うなぎを取り扱う業者が参加しているのでしょうか。

○福元水産技師

協議会のホームページに加入団体が掲載されており、鹿児島県の個人を含む13者が登録されているところです。

○福留議長

ありがとうございます。他に、國師委員。

○國師委員

少し話が戻るかもしれませんが、新たな漁業許可のところの適格性について確認なんですけれども、制限措置を公示した日から起算して3年以内に漁業又は労働関係法令に違反していない者とありますが、もし、違反した場合は、例えば、何年停止とか、どのような措置があるのか、改めてその許可するときの判断が何かあるんですかね。

それに合わせて気になったのが、例えば、その数年停止してしまうと、その間に新規の方が入ってきたときに上限の問題が出てくるのかなと思いました。教えてください。

○福元水産技師

はい、ありがとうございます。資料2ページの適格性の基準のところでございます。

國師委員おっしゃったように、この制限措置を公示した日からというふうに書いてますけれども、8月の本委員会で諮問させていただくので、操業区域ごとに何人に許可をしますというものを県ホームページに掲載した日から直近3年以内に、これらの法令について違反していないというものです。

これに関しましては、ご説明したように、申請書類の中で、暴力団関係ではない、それから違反をしていないということで、誓約書を添付させる予定で、それをもって判断いたします。

何年許可できないかというところについては、検討中でございます。國師委員がおっしゃったように、停止してる間に枠がなくなるといった問題もございますので、検討

してる段階でございます。

○國師委員

わかりました。ありがとうございます。

○福留議長

はい。今の質問のところなんですけども、漁業の次の労働関係法令という意味がいまいちピンとこないんですけども、漁業関係は分かるんですけど、労働関係法令という意味は、具体的にはどのようなものなんでしょうか。

○福元水産技師

ここは、漁業法が改正されて、大臣許可のほうで漁業関係法令、それから労働関係法令に違反していないということで、大臣許可は適格性を定めているんですけども、それによって労働関係法令とは、これですと定義されてまして、そこに記載されている法令に違反していないというところを適格性としているところです。

労働関係法令の具体的なものについては、労働基準に関する法律などになります。

○福留議長

わかりました。他にご質問ご意見あればお願いいたします。

特にないでしょうか。ご意見等がないようですので、この件はここまでいたします。

○福元水産技師

はい。ただいま、色々ご意見いただきまして、國師委員からの適格性の基準などご質問いただきました。稚うなぎ漁業の許可に関する取扱方針につきましては、冒頭説明したように、8月に制限措置として許可人数とか操業区域とかを公表する必要があるので、これと併せまして、本日の取扱方針について再度、最終決定してよろしいでしょうかという協議をさせていただきたいと思っております。

○福留議長

他に何かありますか。

【閉会】

○福留議長

ないようですので、これで第2回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行へのご協力どうもありがとうございました。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。それでは本日の委員会を終了いたします。

—令和4年6月28日（火）午後2時5分閉会—

議事録署名者

会長

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]

委員

[Redacted signature]